

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Aug. 30th, 1959, No. 330.

# 關西大學學報

昭和34年8月 第330号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可  
昭和三十四年八月三十日發行(毎月一回三十日發行)  
通卷三三〇号



ガシヤ島(トカラ列島)

關西大學出版部

今回図らずも学校法人関西大学理事長の栄職を汚すことになりました。

思えば、白川朋吉先生が健康の為にその職をお去りになつたことはかえすがえすも大学のため残念に堪えません。ここに八ヶ年の長きに亘る御労苦を深謝し、その偉大な足跡を讃嘆すると共に御長寿をお祈りする次第であります。

その白川先生の後を受継ぎまして、文字通り不徳にして浅学非才の私が、七十年余の輝しい歴史を持ち、現在



## 就任の辞

理事長

神宅賀寿恵

発展のため幾多の難関を控えている母校の理事長としてよくその職責を尽し得るかを思うとき、甚だ忸怩たるものを感じるであります。唯、校友の義務として微力を尽してその衝にあたりたいと念願いたしておりますので、学内外関係者の方々の絶大なる御支援を得まして、この重責を完遂できますよう御配慮賜りたいと存ずる次第であります。

さて、かねがね私は私立大学はどうあるべきか、もつと端的に申しますと、母校関西大学の発展はどうあるべ

きかについて、私なりに種々考えてみているのであります。と申しますのは、国立大学とか公立大学とかは大学の管理について一応劃一性を保つているとみられるのであります。これに対し、私立大学は、勿論大学という本質的な面においては国公立となんら違つたところのあろう筈はないのでありますけれども、大学運営の面、すなわち、大学行政とか、大学教育の目的及びその達成の方法等は私立大学においてそれぞれ異つた多様性を持つていべきではないかとおもうのであります。むしろかかる多様性を發揮し得るところが私立大学の特色であり、またかくしてこそ全国に

数多い大学の社会においてユニークな独自性を誇り得るのだと信ずるのであります。殊

に、今日のように大学の数が増加して、互に同じような方式で大学教育を行つてい

現状では、益々特色ある独自の大学というものが必要になつて来るとおもうのであります。それではそのような特色をつくるにはどうすればよいかということが大学政策といわれるものでありましようが、勿論、これは皆様方とよく諮つて決めて行かなければならないとおもつております。

就任の御挨拶をかねて些か私見を披歴いたしまして、今後皆様方の御協力を切にお願いする次第であります。

(3頁より)

えは、教授の側において現在以上更に強く研究・教育上の意欲の高まることが重要な起動力であると考えられる。その結果は必然的に、研究体制ないし制度への新しい構想や教育方法の改善を求めずにはおかないであらう。また一方、学生に対しては現在以上に強く勉学上の責務を要求することにあり、学生をして安易な考え方をもちつことを許さなくなるであらう。それによつて学生側の勉学意欲は高まり、それがまた一つの起動力として妨らくことになる。このような状態が生み出された時始めて、いわゆる悪循環が最も切実な問題としてすべての人々によつて意識され、その解消への要求が積極性と具体性をもつようになると考へる。

重ねていうが、私は悪循環の解消にとつて上からの対策が不必要であるなどというのでは決してない。それは何人も望むところである。しかし一方、その対策が前提とならなければ内部的充実や教育効果の向上は望みえない、或いは不可能であるというような考え方だけで、何時までもぬるま湯に浸つていことは許されないというのである。一日も早くその解消を必然的ならしめるような事情を積極的に造り出さねばならないというのが私の考えである。就任に際していろいろと思いつくこともあるが、いまはとりあえず以上のことだけを述べるに止めておきたい。

私はこのたび、岡野前学長のあとをうけて本学学長の重職に就くこととなった。就任後僅か四十日を経ただけではあるが、学長職がいかに繁忙且つ至難な職務であるかとしみじみと感じつつある。もちろん就任直後の匆匆の間に、二三の難問題に直面しなければならなかつたという特別な事情もあつたが、それにしても学長に課せられた使命がいかに多面的であり複雑なものであるかを如実に知らしめられた。このようにして、これから次々と起るであろう大学運営上の多くの重要問題に未熟な私が直面していかねばならないわけであるが、いまここに、冒頭にこのようなことを述べるのは、単に学長職の忙しさや苦しさを訴えようとする



## 就任に際して

学 長 矢口孝次郎

るのではなく、そのことをよく理解して頂いて、この機会に本学関係のすべての人々の御協力を得たいと思うからである。これは一片の辞令ではなく、すべての人々に一所になつて考えて頂くのでなければ——心を共にする *sympathos* という意味で同情を得るのでなければ、学長職の遂行は不可能であると思うからである。そしてまた、それは私個人のためではなく、本学の充実・発展のためであると信ずるからである。

さてこのようにして、就任後の四十日があわたししく過ぎ去つたのであるが、その間にしばしば人から尋ねられたことは、新しい学長としてどのような方針

をもつていかうかということであつた。しかし私はそのつど、上述のように本学が直面している問題は極めて多面的であつて、それらに対処する方針は、例えば或る特定の標語で表現しようとする単純なものではありえないと答えてきた。しかしまた同時に、強い焦点を絞るとすれば、漠然とした表現ではあるが、大学の内部的充実ということが最も切実な課題であろうということも答えてきた。ここに、そのことだけについて一言しておきたい。

しばしばいわれるように、現在、本学をも含めての日本の私立大学はその運営上極めて重大な転回点に立っていると考えられる。そこに存在する根本的な問題点は、端的に言えば、施設・制度その他のいわゆる外部的拡大が、内部的充実特に教育実施上の成果を犠牲にして——或いは少くとも

第二次的に考えて——行われてきたということに存する。このことはしばしば、私立大学の経営における悪

循環として指摘されてきたところでもある。もちろん、われわれは施設や制度の拡大が大学の発展にとつて極めて重要な要因であることを否定するものではなく、むしろ或る時期には大学経営の重点をそこにおかねばならないということを知っている。しかし同時に、われわれが忘れてはならないことは、そこにも一つの限界があるということである。別な表現をすれば、大学経営におけるエクステンション政策にも、インテンション政策との間に或る意味の周期性をもたしめねばならないということである。そして私は、現在の段階においては、賢明な施策によつて、一日も早くこの

循環を断ち切つた私立大学こそ将来の大学としての名声を確保できるであらうと信じている。

それならば、それに対してどのような対策が考えられるであろうか。それは、複雑な大学の制度や機構をみてもわかるように、一つの方針ないし施策だけで解決しようものではない。そこには、長期的計画の樹立とか経営の合理化——単に節約や縮少だけを意味するのではない——といったような大学の設置者としての学校法人当局の立場からの対策もあるであらうし、一方、それに見合うものとしての各学部の教科課程や人員配置の適性化ないし大学の規模の適性化といったような大学そのものの立場からの対策もあるであらう。しかし、いまここにそれらの点を簡単に述べるには、問題はあまりにも複雑である。

ただこの際、そのような種々の対策に先んじて、重要な一つの点のあることだけはわれわれの立場からいふと思う。それは、上述のような私立大学経営上の悪循環は従来多くの人々によつて意識されながら、その状態が慢性化してきた結果、それが私立大学としてはどうにもならない運命であるかのように、一種のあきらめをもつて認められてきた——と少くとも私には考えられるということである。その結果、悪循環を意識しながらも、それに強く反ばつする気運が高まつてこない。しばしばいわれる「ぬるま湯」に浸つていふような感じというのがそれであつて、このことは教授の側においても学生の側においても感ぜられてきていることのように思う。それならば、どこを起点として問題の解決に向つたらよいであろうか。それについては、先にも述べたように、法人当局に望むところのあることはもちろんである。特に大学の実態に対する更に詳しい認識とその上に立つた正しい方針をもたれるように望みたい。しかしわれわれの立場に即してい

## 極東国際軍事裁判に現われた

### 国際法の問題についての解説

#### 清 瀬 一 郎

皆さん、私が清瀬一郎でございます。本日この大学に極東国際軍事裁判の記録が収納されたことの記念として、一言、同裁判に現われた国際法の問題について解説してみたいと存じます。むろん、私は国際法を専門として研究しているものではございませんけれども裁判に必要な限りにおいては、当時存在する文献は全部調べてみました。

この極東国際軍事裁判は昭和二十一年五月三日に開延されまして、そうして被告になつた者の処刑されたのが二十四年十二月二十三日でございます。これで終了いたしました。かれこれあしきけ四年がかりの大裁判でございます。このたび収納のございました記録は全部で五万頁であります。これに比較しますると、ドイツのニュールンベルグでやつた裁判は一万頁でありますから、ドイツの五倍の精力を傾注したということになるのであります。

国際公法は皆さんの中ですでに御研究中の方もございませうが、また、今から御研究になる方もございませうが、これは一般の法律のように一つの権力で強制する法律じやないんであります。十六世紀の終りから自然発生的にずつと積み上げた法律でありま

す。一番の元祖は有名なオランダのフリーゴ・グロシヤス（またはグロチウス）と言います。自然法学によつて成立した法律をグロチウスが集めて、その後各国の間にできた条約、ことに多数の国が集まつてやりましたもの―すなわち一八五六年のパリ宣言、一八六四年のジュネーブ条約、一八九九年のヘーグ条約、それらの各国間の条約、条約に至らない慣例、すなわち条約と条約と慣例といつたようなものを集めて一つの体系をなしたものでありますから、一般法律のように割切つてしまうようなことができない面も多々あるのでございます。それはやはり極東国際軍事裁判に現われました種々の問題においても同様でございます。

まず第一にあの裁判で現われた大きな問題は、果して極東国際軍事裁判の裁判官達が被告を裁く権限があるかという問題がありました。で、国際法と申しまするか、かのポツダム宣言の解釈ということでありませうが、そこで一つ、突然のような言い方がありますが日本において大へん間違つたことがあるんでございませう。日本は連合国に無条件降伏をしたと言つております。これは非常な間違いです。ドイツは無条件降伏をしたんです。ヒトラー政府が破れまして、ドイツを

代表する政府はなく、無条件で、何ら言辭を与えず降伏したのであります。日本は無条件降伏はしておりませう。あのポツダム宣言の第六条においては、先方のヨーロッパにおける戦争はすんだから、これから東洋をやる、お前達は降伏するのほかならうというような脅かしを言つているんであります。しかしながら第六条以下は日本を占領する条件を示しているんであります。第六条は日本人を欺瞞する権力は除去するという条件、第七条は日本を占領するという条件、第八条は日本が本州、北海道、四国、九州及び小さい島に限られる―日本の主権はここに限られるというのでありますから、日本の主権は置いておくということなんであります。無条件降伏ならば日本に主権も何もありません。第九条は軍人の武装解除、第十条は国際裁判のことであります。これはあとに残しておきまして、第十一条は日本の経済、第十二条は―これが非常に大きな条件です。平和的な政府がきたら占領軍は撤収するという条件です。永久占領じやなく、民主的な政府ができればこの占領は撤回する。明らかな条件であります。第十三条は日本人は無条件に降伏せよ。こういうことで、ポツダム宣言は日本の降伏の条件を書いたものであります。あの当時にスイスを通じて日本の皇室はどうしてくれるんだという談判をしました。それに対して、皇室が存するや否や返事をしないで、皇室は占領軍の下に服するんだという返事をしております。しかしこの返事がある以上、皇室が存するということがわかりましたから、それならば降伏しようということになつたのであります。無条件に向うの言つたことを全部のみ込んでしまつたんでないのであります。これ自身は一つの条件です。

その条件の内の第十条を見て下さい。そこでは、連

合軍は日本を民族として奴隸國にしてしまふ氣はない。しかしながら吾等の俘虜を虐待したる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳格なる裁判が行われる。

原文は——“.....stern Justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited

cruelties upon our prisoners of war.”と、それは

外務省の翻訳が間違っているんです。パニシユメントは処罰、裁判はジャッジメント、厳格な裁判が行われる。その厳格な裁判をやるために開かれたのが極東軍事裁判であります。それゆえに俘虜を虐待せる者を含んで戦争犯罪人を処罰するのであります。

英語ですから「含む」という文体を使っておりますが、一口に言えば戦争犯罪人を処罰することなんです。

そこでわれわれが当時に研究したのは「戦争犯罪人」とは何かということ。これは英米系の国際法の本、ドイツ、フランス系の国際法の本でもほとんど一致しているのであります。戦争犯罪人には四つあるんです。

順序をアベコベに書いたものもありますが、そのときまでの国際法は、一つは軍人、軍属が交戦法規に反した場合——先にちよつと申しましたジュネーブ条約なり、ヘグ条約、または慣例による交戦法規に違反した場合です。もう一つは軍隊にあらざる者が敵対行為をやる——ゲリラ戦のようなもの。三つ目は間諜、スパイと戦時反逆、四つ目は略奪。この四つが戦争犯罪でありましてイギリスあたりは兵隊に渡している用務例のようなものにこの四つを書き、これが戦争犯罪だと言っております。皆さんの学校の図書館にある、戦前に印刷した立さんとか信夫さんという方の国際法の本をお開けになつてもこの四つをあけているんで

す。そして、この四つについては裁判されるつもりで、この降伏条件をのんだんです。ところが裁判をやつてみると、四つじやなくて、日本の戦争は侵略戦争だ、これを始めた罪、これを裁判目標の主な目標としているんです。東条、荒木、あるいは外務大臣の東郷さん——外務大臣が戦争法規に違反——人を殺し、俘虜の虐待、略奪などはなさいません。ところが違法な戦争をお前達がやつた、だから裁判をしようなんです。この戦争の最中にルーズベルトがカサブランカでチャーチルと会つております。そのときはヒトラーを裁判にかけようという話をしていっているんです。日本の東条の話はないんです。それならポツダム宣言の中で戦争を始めた者を処罰すると言えはいいで、あのときの状況では日本は降伏するのほかほなかつたんです。それが今のようになつていっているんです。俘虜虐待と一切の戦争犯罪を処罰すると言いながら、そのときまでの法律観念では、いかなる文献を調べてみても戦争犯罪としていないものを戦争犯罪として裁判する。ポツダム宣言は向うが言つてきたのをこちらが承服したんですから国際条約でしよう、降伏条約、これに反したのみならず、伝統的な国際法の観念とは違つているのであります。もちろん俘虜虐待とか略奪という起訴状であります。証拠の上ではどうか知りません。この裁判所でやろうとしている主なことは管轄以外だと思ひます。今度ご収納になつた本は日の順に書いてありますからこの裁判の始まつた五月十三日のところをご覽下さつたら私の言い足りないところはよくわかると思ひます。

次に、日本は大東亜戦争に負けて降伏したんです。ですから大東亜戦争で起つた犯罪を処罰するのが当然であるわけでありまして。しかるに、不思議なことは満州事変も、張鼓峰の戦争、ノモンハン戦争も起訴して

いるんであります。荒木大将のごときは、以前は陸軍大臣であられたが、大東亜戦争のときには予備で、この戦争の時には——反対じやなかつたけれども関与せられておられません。何の相談も受けておられない。ただ、満州事変においては主導的の役をしておられます。当時の陸軍大臣でありますから……。戦争原因のことを英語では causes of war——ラテン語の発音では casus belligerendi——これが入るんです。満州事変は当時満州に政権を持つ張作霖がわが国に対して協調しないということから起つた戦争であります。しかし大東亜戦争はそうではなく、わが国から見れば、米英蘭の日本に対する圧迫に耐えることができず、それを排除するための自衛戦争ということで、相手も違えば戦争原因も違ふ。これは別個の違つた事件として見なければなりません。

大東亜戦争に負けたあと始末としてのポツダム宣言に満州事変のことを取り出し、大東亜戦争に少しも関係のない人を処罰するのははなはだ無理であろうと存じます。ここにポツダム宣言の解釈上一種の国際法の問題が生ずるのであります。現に満州事変後にできた満州国をロシアは承認したんです。その取引として北支鉄道を向うに使わせることになつたし、当時のシナ——中華民国も、しぶしぶではありましたが承知しているんです。むろんアメリカは反対です。しかしロシア、中華民国という隣接国が承知して、そしてその国を後になつて反対したというのは筋が通らんと思ひます。このことは同じ日の速記に載っております。

以上ポツダム宣言についてお話ししましたが、もう一つあの事件が起りました問題として不戦条約があります。これはケロック・パクトとも言われるもので、一

九二八年に結ばれましたが、これには「条約国は国際紛争解決のために戦争に訴えることを否とする」——英語ではコンデンと書いてあります。それから各国は「国家の政策、手段として戦争を放棄する」。今の日本国憲法第九条第一項とほとんど同じ文句です。で、こういうふうには「各国は戦争を否とする」と言いながら戦争をしたが、これは犯罪になるか。条約に違っているが、条約違反それ自身はそのまま犯罪ではなからう。一九二八年以後各国間に戦争はありません。これは一つも犯罪として扱っておりません。極東国際軍事裁判において時の検事キーナンは、不戦条約違反を犯罪として唱えているんです。しかしそれを犯罪とする根拠はない。これが東京極東国際軍事裁判における国際法の問題でございました。

それに牽連してこういうことがあるんです。この不戦条約は戦争を放棄すると厳粛に誓いましたが、それを署名するときにイギリスもアメリカも日本も、戦争は放棄するが、自衛の戦争は放棄するんじゃないという留保をつけているんです。それゆえ自衛のための戦争は不戦条約があつてもできるんだというのが通説でございまして。これを発案する側にあつたのがアメリカの国務長官——現在はハーターですが、当時のケロッグは演説において「戦争は放棄するけれども、自衛の戦争は、いやしくも主権国においては放棄しようと思つてもできない。そして自衛であるか否かは他人が判断するんじゃないやなくて、自衛権を行使する国が判断するのでいいんだ」という有名な演説をしたのであります。これも国際法の本によく引用されるものであります。フランスのブリアンも同様の演説をしておりまして、学界ではケロッグの演説の方が天下に響いております。これは現在の日本でも起つている問題であります。

すが、不戦条約があるにもかかわらず自衛権の行使ができるとしていっているのであります。

それから先は事実問題でありまして、ではあの大東亜戦争は自衛権の行使であつたかどうかということでもあります。これは真剣な論争点であります。われわれはこれを日本の自衛権に基くものであると主張し、立証してきたのであります。これは私の冒頭の陳述の中に書いてあるんです。これは二十二年二月四日に行つております。私どもの当時の理論としては、日本ではこの戦争以前に中華民国蔣介石政府と一つの事件を起している。当時はこれを戦争と言わないでシナ事変と言いました。しかし戦争と同じもので二年間もやつて、日本への情報は勝つた勝つたでありましたが、実際には両方の勢力が迫中していたのであります。日本の方が戦争には強いのであります。何と申してもシナは大きな国で土地も広く、人も多く、とうとうこの戦争を終結することができず、天秤にかけたように均衡しておつたのであります。均衡しているときに片一方へオモシを乗せるとひっくり返るんであります。この状態を前提として考えるならば、日本が国力をあげて外国と争つているときに一方へものを入れる、つまり日本の戦争を失敗させ、ついに国が亡びることになるのであります。そういう時期に米英蘭はおよそ三つのことをして、蔣介石を助けたのであります。その一は日本に対する経済的圧迫であります。二は蔣介石への援助、三はわが国に対する包囲態勢であります。経済的圧迫ということでは、アメリカは日本との通商条約を廢棄し、クズ鉄を売らなくなり、石油を売らなくなつた。一番の圧迫は一九四一年に（昭和十六年七月二十七日）米英蘭は日本の資金を凍結したんです。日本人がアメリカの銀行に金を預けておつた金を出

さないように押えてしまつたのであります。一旦預けたものを出さんというのはドロボウに等しい。そのときまでにアメリカとは通商条約は切れておつたが、イギリス、オランダは有効であつたんです。にもかかわらずやつたというのは乱暴なこと、宣戦布告にも等しいんです。それから蔣介石への援助として五千万ドルずつ二度アメリカは貸しております。イギリスは一千万ポンド貸している。それからビルマ・ルートを通じて武器を与えているんです。わが国に対する包囲として、いわゆるABC Dラインを作り（Aはアメリカ、Bはブリテン、Cはチャイナ、Dはグッチランドの頭文字）、ハワイ、フィリピン、シンガポールというふうになが国を包囲した。こういう状態であるから日本は非常に威嚇を感じておつた。それでも言葉の上では交渉しようと思つたんです。けれども十一月二十七日にハル長官のノートというものでは、とうてい向うが譲る氣勢を示さず、昭和十六年十二月一日の御前会議で自衛権を行使することにきめたのです。これについてはもつと詳しく云わないと誤解が生じます。当時のわが国が自衛権を行使した実証であります。

きようはある事情で十一時から出発しなければなりません。言い足らんこともありますが、残念でございますが、ご収納になつた記録の各章をお暇なときにご覧下さるならば、極東国際軍事裁判で生じた国際法的な問題はわかりただけだと思います。

ご静聴感謝いたします。

（昭和三十四年六月十七日故岡本尚一弁護士追悼學術講演会における速記の要旨）



Shozo Ueda  
6833 S. Dorchester Ave.  
Chicago 37, Illinois  
U. S. A.

## シカゴ大学

### ビジネス・スクールの学生生活

上 田 昭 三

経済学部専任講師

現役将校、さらには上級学位をとるための田舎の小さなカレッジの先生達、これが壮年、初老グループをなしていました。

ビジネス・スクール、特にマスター・コースでの授業は抽象的な理論よりも実務に直ちに役立つ学問を教えることに重点が置かれています。それもあつてか、

これらグループの者の受講態度はなほだ熱心かつ活潑で、それぞれの専門分野

シカゴ大学には、法律、医療、社会事業経営及びその他専門職業家を教育養成する七つの大学院（すべて、そしてこれらのみ、スクールの名前が付されている）があり、そのうちの二つにビジネス・スクール、正式には The Graduate School of Business があります。今日は、ここでの学生生活の一端を思いつくま書いてみました。

全体として、ビジネス・スクールの学生を特色づけられている一つのことは、かれらの年齢層の中が他に比して広いということです。年上好しい、堂々たる恰幅といい、どう見てもプロフェッサー、あるいはすくなくともアンシエート・プロフェッサーにちがいないと、ひそかに畏敬のまなこをもつて見ていた人が、教室で会つてみると学生の机に座つていたということ一再ならずでした。興味のおもむくまま、それとなしにかれらの身許を聞いてみますと、最近の経営学を身につけるためにきている中規模程度の会社の重役及び幹部職員、人事管理、会計学をマスターするための空軍

における経験をもとに、自分の意見を堂々と述べ、講師の所論に喰いさがつていくさまは、時にはすさまじいときへ思える程です。スクールの性質上、ここでは講師たるもの単に理論を述べるだけでは通用せず、常に、それを実際の現象との関係において説明しなければ学生は納得しないのですから大変です。先々学期、このグループにvariety種が一人おりました。養老院の庭先で日向ぼっこでもしている方がそろそろ似合うようなお婆さん、六十の手習よろしく実に熱心に講義に出てくるのはよいのですが、大学院の教室にはふさわしからぬ質問を屢々発し、講師をすくなくならずなやましていくようでありました。それでも懇切丁寧に、それこそかんでふくめるように説明をしている講師をみて感心せずにはいられませんでした。先に書いたようなパリパリの実務家学生から、このようなお婆さん学生まで相手にしなければならないビジネス・スクールの先生もなかなか骨がおれるというものです。さて、かような特殊学生におとらず、標準年令の学

生もその勉学態度はなかなか熱心です。その質において、ハーバードのビジネス・スクールと並び称せられる程に優秀な学校（それは同時に、ここでの学位取得が非常に難しいということの意味します）、そして年間九百ドル（標準コース、三クォーター）というアメリカでも最も高い部類に属する授業料が要求される学校に自ら志望してきているだけのことはあるようです。その上シカゴ大学は全米に鳴りひびく程に厳格な教育方法を課していますので、学生も遊ぶに遊ばれず、いい加減な学生はたとえ入学しても直ちに消え去ります、いや消えざるを得なくなりません。

現在、アメリカでは多くの大学がセメスター・システム（年間二学期制度）をとり、残余の大学もその方向に向いつつあるようですが、ここシカゴ大学では学生を遊ばさない最良の方法として、クォーター・システムを未だに固守しております。すなわちシカゴ大学のクォーター・システムにおいては、各学期に中間、期末の二回の試験があり、従つて年間最低六回（もしサンマー・クォーターに出席すればさらに二回加わる）の定期試験が行われ、また講師によつて数回の臨時試験が追加されます、かくて、セメスター・システムに慣れてきた他の大学からの学生は、一体シカゴ大学では試験ばかりで落着いた勉強をいつさせるんだ、これではまるで中学か高校の教育ではないか、という悲鳴にも似た批判が出ようというものです。その上随時各種のアサインメントが課されますので時間的にも遊ぶ余裕は殆んどないということになります、これはプロフェッショナル・スクールだけではなく、他の普通の大学院、またアンダーグラジュエートについても同じことです。

それでも私は遊ぶという学生には、さらに次のよう

な強力な制度が待ちうけています、もし一学期の成績が平均でC（良に相当する）以下となつた場合、学生部長（Dean of Student、関西大学の教務課長にはほぼ相当し、職員の中から任命されます）は当該学生に、二学期間執行猶予付きの退学命令を發します。すなわちそれに続く二学期間C以上の平均点をとらなければ自動的に退校という運命が待ちうけています。聞くところ、この制度は、機械的に運営されていますので、かかる憂目にあう学生も一、二ではないといふことです。

シカゴ大学でする苦勞の二分の一、もしくは五分の一で以て、また経済的にも無料に等しいような授業料で以て、マスターなりドクターをとれる大学が他にいくらでもあるのに、かれらは何故シカゴ大学へはるばる全国から集まつてくるか。その理由を一概にいふのは困難ですが、高水準の教育を受けるといふことに加え、やはり M. B. A. あるいは Ph. D. University of Chicago なる肩書がよりよき就職、より高きサラリーに結びついているということも確実な理由の一つであるようです。

さて、このように書いてきますと、学生達は年がら年中、ガリガリ勉強ばかりしているということになります、そこは将来大会社の重役あるいは幹部になる（と各人は思っている）学生達のこと、その日に備えてかどうかはとにかく、最低限度の社交的トレーニングと適当な息抜も決して忘れてはいません。この面における活動を推進する機関として、ビジネス・クラブなるものがありますが、これに触れずしてビジネス・スクールの学生生活を語ることはできない程、それは重要な役割を果しています。このクラブはビジネス・スクールの教職員を顧問として、そこに在学する学生（現在約三百十数名）によつて組織されています。会則はありきたりの親睦団体のそれですが、行事はなかなか豪華多形で、いつも他のスクールや大学院学生の

羨望的となつています。

まず遊ぶ方の主な行事を書いてみますと、一週間に一度、例えば金曜日の午前中学生ラウンジでのティーパーティ、一カ月から一カ月半に一度の割合でカクテルあるいはビヤ・パーティ、そして一年に一度、ピクニック及び卒業生歓送ディナーパーティがあります、大事なことはこれらがなんとすべて完全に無料であるといふことです。勿論クラブ費もとりません。



ビジネス・スクール（中央）と中央図書館（右側）

昨秋、私が日本からシカゴに到着した日の夕方、一度、新入クラブ員歓迎のカクテル・パーティがあるホテルの屋上で開かれました。私にとつては始めての大シガン湖を眼下に見おろし、涼風に吹かれながらのカクテルの味はよかるべき筈ですが、それがどうであつたか、今一向に思い出せません。ただ、グラスを片手にシガン湖に立つ波を一人じつと眺め、背中に、アメリカ人男女学生の歓談の声を聞いているうちに、

異国にきたという現実が身に廻り、急にいしれぬ心細さを感じただけ今もほつきりとよみがえつてきます。

ビヤ・パーティはカクテル・パーティにくらべすくならずインフォーマルです。ケースに入ったままのビールの罐詰、小さな岩程もあるチーズの塊に数本のナイフ、それにクラッカーが部屋の片隅におかれますと、もうパーティは始まりです。窓外に吹きさす雪嵐の声をかすかに聞きながら、暖かい部屋で氷のように冷されたビールを静かに飲む冬の夜、未知の教授や学生と急に親しくなるのもこんな時です。宴も終る頃、簡単にクラブの運営状況の報告があるだけで、その他はなんとなしに集まつて適当に飲んでしゃべつて帰る、かたくるしさはみじんもありません。こういうパーティでの学生の話は概して健全なものでして、国際政治問題、国内経済問題あるいは教授や講義内容の情報交換といったようなものです。

次は年に一度のピクニックです。毎年スプリング・クォーターの期末試験が済むころ、今年は五月末の土曜日、隣りの州たるインディアナの州立公園で開かれました。私は車がありませんので、幹事たる学生の車で、生ビールの樽、ホットドック用のソーセイヂやパンと同席してでかけました。シカゴから一直線でニューヨークに通ずるカルメット・スカイウェイ（有料ハイウェイ）を一時間ばかり東上すると緑と湖のデュンズ・ステート・パークに到着します。とても面白かつたのはハイウェイと外れてからの道順を示すために貼られてあつたサインです。矢印、そしてその下に D. C. B. C. というイニシャル入りのビヤジョッキだけが書かれてあるもの、なかでも傑作は矢印と MV = PT（貨幣量と物価の関係を示した有名な方程式）だけが書かれたものでした。恐らくこれを書いた幹事の一人は、その時丁度、貨幣数量説のところに進んでいた





# 学内報

## 白川朋吉氏 理事長を辞任

昭和二十七年理事長就任以来その重職を勤められた白川朋吉氏は、健康上の理由で、去る八月二十五日をもって理事長を辞任せられ、今後は理事として学園経営に当らることになった。

## 神宅賀寿恵氏 理事長に就任

白川朋吉氏理事長辞任のため、去る八月二十五日の理事会で、後任理事長に神宅賀寿恵氏を推すことに一致し、同氏が新理事長に就任された。

## 神宅理事長略歴

大正四年関大専門部法律科卒、同七年十二月弁護士試験合格し弁護士を開業（現在に至る）、大正十一年民法・商法の研究の為本学留学生としてベルリン、アルサス、ストラスブルグの各地に満三年間遊学、大正十五年関大専門部講師、昭和七年大阪弁護士会副会長、同十五年大阪地方裁判所調停委員、同十九年関大協議員、同二十二年大阪市公安委員、同二十四年大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る）、同二十六年大阪市公安委員長、同二十七年本学評議

員、同三十年大阪府公安委員、同三十一年関大理事

## 学長に就任 矢口孝次郎教授

岡野留次郎前学長の病氣退職による後任学長は、去る七月五日（日）の教授会で選挙が行われた結果、経済学部長矢口孝次郎教授が選ばれ、同月三十一日（金）の理事会で任命と決定、八月一日付をもって発令された。

## 矢口学長略歴

大正九年松本商業学校卒、同十三年東京商科大学予科卒、昭和二年同大学本科卒、同三年本大学講師、同四年助教、同九年教授、専門部勤務、同十八年経商学部勤務、同十二年生徒主事、同十九年人文科学研究所研究員、同二十一年経済学部長兼法理学部長、同二十一年学生課長、同二十二年経済学部長、同二十五年短期大学部長、同年二月九日経済学博士、同二十八年関西工業専門学校事務取扱、同年在外研究員、同二十九年大学院（経済）幹事、同三十年大学院部長、同三十一年理事、同三十三年コロンビア大学の招聘により渡米、関西大学学内協議会協議員、学長事務代行、経済学部長

## 経済学部長に 中川庸太郎教授

前経済学部長矢口孝次郎教授の学長就任に伴う後任学部長は、八月二日開催の経済学部教授会で中川庸太郎教授を選出、同月十一日の理事会において任命と決定、八月十一日付をもって発令された。なお、任期は本年九月三十日迄である。

## 中川経済学部長略歴

関大専門部卒、コロンビア大卒、本学講師、助教授、教授、経済学部次長、同部長、大学院兼務、経済学博士

## 東井助教渡欧

経済学部東井正美助教教授は昭和三十四年度在外学術研究員として、「農工両経済及び小農問題」研究のため、八月一日大阪商船「はんぶるぐ丸」で神戸港を帆した。

なお、同助教教授はイギリスのリーディング大学に学び、後ドイツその他西欧諸大学を訪れる予定。

## 池田局長帰学

米国ロックフェラー財団によるスタンフォード大学商学大学院における「日本私立大学経営者セミナー」に参加のため、去る六月十九日渡米した学務局長池田信之助氏は、スタンフォード大学で二週間及びオマハ大学で一週間の研究後、米国各地の著名大学を視察して、八月五日羽田着、同八日無事帰学した。

## 人事異動

昭和三十四年七月三十一日付 願に依り学長の職を解く

教授 岡野留次郎

昭和三十四年七月三十一日付 学長事務代行を解く

商学部長 教授 山崎 紀男

昭和三十四年八月一日付 学長に任ずる

教授 矢口 孝次郎

昭和三十四年八月十日付 経済学部長兼務を解く

教授 矢口 孝次郎

昭和三十四年八月十一日付 経済学部長を命ずる

但し、昭和三十四年九月三十日迄とする

教授 中川 庸太郎

## 学会出張

◇工学部田中行雄助教教授は四月二十八日より五月三日まで理化学研究所における砥粒加工研究会に出席。

◇商学部山口吉兵衛専任講師は四月二十四日から二十七日まで日本国有鉄道本社における日本オペレーションズ・リサーチ学会に出席。

◇文学部辻岡美延、広田君美両助教教授は五月二日から六日まで日本女子大学にお

（11頁下段へ）



校友 バツジ

校

友

### 校友会の動き

七月

- 四日 吹田支部役員会
  - 四日 呉支部総会
  - 五日 友粋会総会
  - 五日 校方支部総会
  - 八日 学友会との懇談会
  - 十日 南支部総会
  - 十三日 部長会
  - 二十五日 姫路市で学術講演会
  - 二十五日 姫路支部総会
  - 二十七日 広報部会
  - 二十九日 日本生命北斗会
- 呉支部 総会

呉支部では七月四日午後六時から総会を開催。

まず鍵尾支部長が開会の辞をのべ、清水副支部長が会計報告と一般会務報告を行い、ひきつづいて役員を改選し、会員各員で意見の交換を行った。そのあと懇親宴を開き記念撮影のち学歌を斉唱して散会した。

当日決定役員

- 支部長 鍵尾豪雄
- 副支部長 清水篤夫
- 幹事 下原太郎 山本貞範 上開地政雄

原一彦 厚井陽道 鈴木剛

### 友粋会 総会

友粋会では七月四日と五日の両日にかけて久しぶりの懇親会をかねて、あやめ池で総会を開催した。

まず七月四日は土曜日でもあり、午後から会場に集った会員はつきぬ話題に花をさかせたり、囲碁やマージャンなどに興じた。

翌五日は午前十一時から総会を開き、校友会から榎本副会長も出席した。はじめに森田会長が開会のあいさつをのべ、会員各自から近況報告があり議事のあと昼食会を開き懇談のすえ午後三時すぎ閉会した。なお次回は秋に和歌浦で開くことになった。

### 二部学友会との懇談会

校友会組織部では七月八日と八月一日の二回にわたり、二部学友会と懇談会を開催し、校友会の現況などを説明し、学生に広く校友会をPRする方法などについて懇談した。

### 南支部 総会

大阪南支部では七月十一日夕方から南地の料亭「アサヒ」で今年度の定期総会をひらいた。

会は滝口副支部長の司会ではじめられ鎌田副支部長が開会の辞をのべ、田中支部長、大月校友会長のあいさつがあつて議事にはいった。

一般会務報告、会計報告を承認し、支部幹事で総務、事業、文化、経理、地区、婦人の六部制をしくことを決めた。

役員改選は田中支部長の重任がきまつたほか役員を選出した。議事のあと山崎学長代行からあいさつがあり、中谷副支部長の閉会の辞で終り、懇親会にはいつて懇談した。この日支部では南支部報第二号を刊行、会員に配布した。

当日決定役員

- 支部長 田中藤作
- 副支部長 中谷政男、鎌田嘉之

### 学術講演会

校友会では組織部が中心になつて七月二十五日午後一時半から姫路商工会議所講堂で学術講演会を開いた。

これは校友会が大学のPRをかねて、校友組織の強化をはかるとともに市民の啓蒙をめざして行われたもので、定刻には会場が満員になる盛況であつた。

はじめに母校の映画が上映され、門上組織部長があいさつした。この会の盛会を祝して市経済局長や市会議長も出席、祝辞をのべた。大月会長、滝姫路支部長のあいさつにつづいて、まず堀正人教授が「自然と人間の生活」と題する講演を行い、つづいて末永雅雄教授が「播州の古墳について」と題し講演した。地元市民や高校生ら熱心な聴衆は暑さも忘れて熱心にききいつた。

### 姫路支部 総会

姫路支部では七月二十五日の講演会につづいて午後五時半から総会を開催した。この総会には遠路はるばると神戸から山崎、向井正副支部長も出席、講演会に出席の教授や本部役員も参加して開かれた。

大月理事、滝支部長、榎本会長代理からそれぞれあいさつ、現況報告などがあつて、会員から母校や校友会に対する要望や意見がのべられ、質疑応答も行われ午後七時すぎ閉会した。

(10頁より)

ける日本応用心理学会に出席。

◇文学部末永雅雄教授は五月二日から六日まで明治大学における日本考古学協会第二十三回総会に出席。

◇経済学部杉原四郎教授、重田晃一、有田稔、木村雄二郎各専任講師、戒田郁夫、守谷基明両助手、商学部広田司朗助教授、瀬尾美己子助手は五月八日より十一日まで専修大学における経済学史学会全国大会に出席。

◇工学部尾崎良平教授、津田昌利助教授は五月八日から十日まで早稲田大学における日本鋳物協会鋳鉄部会講演大会に出席。

關西大學法制史学会 共編  
關西大學經濟學會經濟史研究室

# 大阪周辺の村落史料

第四輯 五人組帳 フランス綴函入 一八三頁 四〇〇円

五人組帳の研究は既に多く試みられているが、同じ地方のものをまとめ、同じ地方にあつても年代によつて異なることの研究にまで及んでいない。収録のものは大阪周辺の五人組帳のみをまとめた特色あるものとした。

第一輯 庄屋留書 既刊

第二輯 耕肥、拜借銀、頼母子 既刊

第三輯 證文集、村役人 既刊

刊行 關西大學  
刊行取扱 關西大學出版部

なお、既刊各輯は貴重稀覯文献の活字版として各方面の注目を受け、古書市販価格が頒布価格の約二倍となつてゐる現状です。在庫数も残り少なくなつていますから御入用の方は直接当部へ御注文下さい。

關西大學出版部

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可  
昭和三十四年八月三十日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第三三〇号 八月号

## 關西大學經濟学会編 關西大學經濟論集 第九卷 第二号

昭和三十四年六月刊 A5判 一二二頁

### 内容

- イギリス社会企業の萌芽  
—初期ステュアートのカンパニー—  
企業論に於ける社会的責任の限界……………荒井政治
- ソ連邦における所得税制度の発展……………佐藤城夫
- 經濟成長理論における均衡成長の安定性について……………山本繁緯
- 經濟史觀的人口論の一方向  
—シドニー・クワンツ「人口理論と經濟的解釈」—……………市原亮平
- エリック・H・ジャコビ著 井上嘉丸、滝川勉訳……………鶴嶋雪嶺
- 「東南アジアの農業不安」……………

## 關西大學文學会編

## 關西大學文學論集 第九卷 第二号

昭和三十四年五月刊 A5判 六八頁

### 内容

#### 新聞学科創設十周年記念特輯

- Business-man と Mass-man  
—大衆文化形成における労働と余暇との關係について—……………井上吉次郎
- The Christian Science Monitor……………中井嘉七
- 力關係とモラル……………吉田民人
- 組織動因の問題—……………
- 關西大學新聞学科十周年小史……………

大阪市淀川区長柄中通二丁目

編集兼 久井忠雄 発行所 關西大學出版部

電話堀川(35)二〇七二番  
振替大阪(26)七三番

印刷所 株式会社 ナニワ印刷所  
電話(35)七二七一